

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1節 非核、平和のまちづくり

体系

- 1 非核平和への貢献
 - (1) 非核平和意識の普及
 - (2) 非核平和事業の推進

動向と課題

- 1 21世紀においてもなお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの人命が犠牲になり、なかでも子どもや女性が傷つき命が失われています。また、核兵器の開発や関連技術の流出による核拡散の懸念が深まるなど、人類の平和と共存に大きな脅威を与えており、国際紛争の平和的解決を主張することは、わが国が担う役割です。
- 2 世界最初の核被爆国であるわが国の自治体として、本市も全国の非核平和宣言都市と連携して核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、核兵器廃絶運動の輪をさらに広げていくことが必要です。
- 3 本市は、平和を希求する市民の総意の下に、非核三原則の完全な実施と核兵器の廃絶を訴えた「非核平和都市宣言」の決意を新たにし、戦争の悲惨さと平和の尊さを次代に伝えるなど啓発に努めるとともに、非核平和についての幅広い施策の展開を図り、「非核平和都市宣言」をより実効あるものにする必要があります。

基本方向

- 1 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民と共に平和を愛するまちづくりを進めます。

計画

- 1 非核平和への貢献
 - (1) 非核平和意識の普及

学校教育や社会教育を含むあらゆる場において、非核平和意識の普及と高揚を図ります。また、平和祈念資料室の充実、市民平和のつどいの開催などにより、核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業を推進します。
 - (2) 非核平和事業の推進

非核平和事業への市民の自主的な参加を促進し、市民と共に非核平和のための諸事業を進めます。また、平和を願う市民の自主的な活動を育成するため、情報を提供するなど必要な支援を行います。さらに、非核平和宣言都市や関係機関などとの交流を進め、情報の収集を図ります。

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり 第2節 人権を尊重するまちづくり

体系

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

動向と課題

- 1 世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。そしてこれまで、「人権教育のための国連10年」の取組や「子どもの権利条約」の締結など、人権尊重への国際的な取組が広がり、国においてもさまざまな取組が進められてきました。すべての人が個人として尊重され平等な権利の下に生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する市民の理解を得ることもまた重要です。
- 2 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。また、犯罪被害者及びその家族の人権侵害や、社会の変化に伴って高度情報機器を利用した新たな人権侵害なども起きており、これらの問題の解決に向けてさらに取り組む必要があります。
- 3 一人ひとりの命の大切さや人としての権利が侵されることなく、真に個人が尊重される社会をつくるため、本市は、平成12年(2000年)に「人権尊重の社会をめざす条例」を施行しました。また、総合的に人権に関する施策を推進するために「人権施策基本方針」(平成17年(2005年)中に策定予定)を策定しました。すべての人びとの基本的人権が尊重され、人が輝くまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせ、「人権施策基本方針」に

基づき施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計画

1 人権の保障

(1) 人権教育と啓発の推進

学校教育や社会教育を含むあらゆる場を活用し、多様な個性や価値観を認め合い、人を思いやる豊かな人権感覚を培う教育と啓発に取り組みます。また、市民の自発的な学習意欲を育ていけるような啓発に努めます。

(2) 相談・支援の強化

各種相談窓口の連携を強化し、相談者の自立支援に向け実効性のある相談・支援体制の構築に努めます。また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、関係機関との連携を深めます。

(3) 情報提供と連携

人権に関する情報収集の充実を図るとともに、さまざまな広報媒体を通じて情報を提供します。また、市民の自主的な団体や、学校、企業、NPOなどに対して人権教育や啓発方法などについての情報提供に努め、市民と共に人権の視点に立った事業を促進します。

(4) 交流の促進

人と人とのふれあいを通じて、市民が互いに理解を深め、真に豊かな人権感覚を身につけるため、より多くの市民に呼びかけて地域交流を進めます。

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第3節 男女共同参画のまちづくり

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第3節 男女共同参画のまちづくり

体系

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 男女共同参画に向けての意識改革
- 3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備
 - (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
 - (2) 労働の場における男女共同参画の推進
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備
 - (1) 地域社会への男女共同参画の推進
 - (2) 市政への参画

動向と課題

- 1 固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの実態も明らかになっています。男女が性別にかかわらず、その個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。
- 2 国は、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。また、平成13年(2001年)に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。
- 3 本市は、平成14年(2002年)に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例の実現を図るため、平成15年(2003年)に「男女共同参画プラン」を策定しまし

た。

条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計画

- 1 男女共同参画社会の実現
「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民との連携を進め、評価基準の設定を行うなど、プランを効果的に推進します。
男女共同参画施策への苦情や、性別による権利侵害に関する相談を受け、勧告や調査、助言を行う苦情等処理委員制度の普及と活用を図ります。
- 2 男女共同参画に向けての意識改革

男女共同参画の推進に向けての調査研究や情報収集・提供等を行うとともに、意識改革を進めるために、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発や学習を進めます。また、日常生活の中に組み込まれた性別による役割分担から生じる、市民のさまざまな悩みを受け止めて、相談に応じることができるよう、体制の充実を図ります。

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

(1) 家庭生活への男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画について啓発に努めるとともに、仕事と家事・育児・介護などの両立支援や、妊娠・出産期における健康の支援のための環境整備を事業者と協働して進めます。

また、女性のさまざまな就労を拡大するために、能力発揮や起業に向けて支援します。

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

女性の思春期から高齢期までの年代に応じた健康の保持・増進のための支援に努めるとともに、男女が性に関する正しい理解を深めるための情報提供等の施策の充実を図ります。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発を進めるとともに、関係機関などと連携し、被害者支援施策を推進します。

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

(1) 地域社会への男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、女性関係団体やグループなどの学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、さまざまな課題の解決をめざし、地域で活動する人材の育成を進めます。

(2) 市政への参画

女性の意見を行政に反映させるため、各種審議会等への参画を進めるなど、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

体系

- 1 子育てを支援し合えるまちづくり
 - (1) 総合的な援助システムの確立
 - (2) 男女共同参画の子育て支援
 - (3) 子育てを支援する人材の育成
- 2 地域における子育て支援
 - (1) 親と子が共に育つ地域での支援
 - (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
 - (3) 子育てへの経済的支援
- 3 配慮を必要とする家庭への支援
 - (1) 児童虐待の防止
 - (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
 - (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助
- 4 子どもの視点に立ったまちづくり
 - (1) 安心・安全なまちづくりの推進
 - (2) 身近な自然に親しめる環境の整備

動向と課題

- 1 少子化が全国的に進む中で、本市においても出生数は減少傾向にあります。他市からの転入が進み人口が増加する中で、一定の子どもの数は維持されています。このまちで暮らし子どもを育てたいと願う市民が、これからも住み続けることができるよう、今後なおいっそうの子育て支援施策や福祉施策の充実が求められています。
- 2 男女が共にあらゆる分野に参画する社会の実現が求められています。働くことと子どもを育てることを両立させるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った施策の充実が必要です。
- 3 少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域コミュニティが希薄化しており、育児の孤立化を招くとともに、子育てに不安や悩みを抱える親が増えています。一方で、吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援の中で、これまで支援を受けてい

た市民が、子育ての経験を生かして支援する側にまわるといふ新しい力も生まれてきています。このような新しい力を次の力へとつなぎ、子育て支援の輪を広げていくことが大切です。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、次代を担うすべての子どもたち一人ひとりの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充が必要です。

- 4 近年、増加しつつある児童虐待への対応は、緊急かつ重要な課題です。子どもの命や健やかに育つ権利を守るため、子育てに困難を抱える家庭に対する援助が必要です。また、障害のある子どもを持つ家庭やひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えながら生活している場合が多くあります。療育システムや援助体制の充実など、福祉施策を拡充していくことが必要です。
- 5 近年、子どもの周辺では、凶悪な事件や重大な事故が頻発しています。こうした犯罪や事故に子どもたちが巻き込まれないように、市民と行政が連携する必要があります。
- 6 子どもたちにとって、遊びや体験の場である自然が少なくなっており、身近に自然にふれあえる環境が求められています。

基本方向

- 1 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 2 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 生きがいと交流事業
 - (3) 就業機会の提供
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
- 3 介護保険サービスの充実
 - (1) サービス提供基盤の整備
 - (2) サービスの質の向上
 - (3) 低所得者への対策

動向と課題

- 1 わが国では、平成26年(2014年)には総人口のおよそ4人に1人が65歳以上になると見込まれています。本市の状況は、平成12年(2000年)国勢調査では、65歳以上人口の割合は12.9%で、府下平均の14.9%と比較すると低いものの、高齢化の進行、高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯数の増加については、府下平均を上回る速度で進んでいます。また、地域ごとの高齢化の状況に大きな違いがみられます。
- 2 社会の急速な高齢化は、元気に活動する多くの高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりへの大きな可能性をもたらしています。その一方で、75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症など要介護状態の高齢者が増加しています。また、家族形態の変化により、高齢ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、介護の長期化や介護者の高齢化など家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の増進や生きがいづくり、福祉・保健サービスの充実が必要であり、地域住民や事業者との協働による多様なサービスの提供が求められています。
- 3 平成12年(2000年)にスタートした介護保険事業については、要介護認定者や介護保険サービスの利用者が年々増加し、制度の定着が進んでいますが、住み慣れた地域の中で利用できる地域密着

型サービスの基盤整備が、介護サービス全体の質の向上とあわせ大きな課題となっています。

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計画

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
生きがい教室を充実するとともに、生涯学習との連携を強め、学習機会を充実します。
 - (2) 生きがいと交流事業
高齢クラブ活動を支援するとともに、高齢者が自らの経験と知識を地域のまちづくりに生かせるよう社会参加を推進します。
 - (3) 就業機会の提供
シルバー人材センターによる、就業機会の提供が充実されるよう支援します。
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
健康づくりに関する情報の提供等に努め、高齢者自らの健康づくりを支援します。また、健康診査など保健事業を通じ、生活習慣の改善をはじめとした疾病予防を進めるとともに、かかりつけ医を持つなど医療を受けやすい環境づくりを進めます。
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
要介護状態となることを予防するために高齢

者やその家族等を身近な地域で支援する介護予防事業や、住み慣れた地域社会での生活が継続できるよう支援する生活支援事業など在宅福祉サービスの充実を図ります。

3 介護保険サービスの充実

(1) サービス提供基盤の整備

住み慣れた地域の中で、居宅サービスや施設サービスの利用ができるよう、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤の整備を進めます。

(2) サービスの質の向上

介護保険サービスの提供などを行う事業者や施設との連携や情報交換、介護相談員派遣事業による利用者の声の反映などを通じてサービスの向上に努めます。

(3) 低所得者への対策

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者に対する負担軽減を国に要望するとともに、低所得者の居宅サービス利用に対する利用者負担額の助成や高齢者の介護保険料の軽減について、その継続に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第3節 障害者の暮らしを支えるまちづくり

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第3節 障害者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
- 2 障害者の社会参加と就労支援
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 雇用・就労への支援
- 3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実
 - (1) 地域生活支援施策の充実
 - (2) 日中活動の場の整備
 - (3) 自立生活への支援の充実
 - (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
 - (5) 福祉人材養成と研修の充実
- 4 障害者の療育・教育の充実
 - (1) 療育システム等の充実
 - (2) 障害に配慮した教育等の充実

動向と課題

- 1 障害者福祉は、高齢社会への対応や地域福祉の推進などを基本とし、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることを支える」という基本理念に基づいて、「社会福祉法」をはじめとする法律の改正により、それまでの措置制度から福祉サービスを自ら選択し利用する支援費制度に移行しました。
- 2 本市における障害者手帳等の所持者数は身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに年々増加しています。身体障害者手帳の所持者を年齢構成別にみると、65歳以上が約6割を占め、障害の種類別でみると、肢体不自由が最も多く、次に内部障害となっており、いずれも増加傾向にあります。また、1・2級の重度障害者が半数を占めるなど重度化の傾向がみられます。一方、知的障害者では、重度者が約6割を占めています。
- 3 本市では、平成8年(1996年)に策定した「障害者計画」に基づき、社会情勢の変化や障害者のニーズに対応したさまざまな施策を進めてきました。少子・高齢化の進行を反映して、障害者の家庭でも、家族数の減少や主に介護を担っている親の高齢化が顕著になり、家庭での介護力が低下してい

ます。これまでの家族介護に代わる居宅支援サービス等のよりいっそうの充実が求められています。

障害の状況や年齢などによりニーズが異なることから、障害福祉施策を障害者一人ひとりのニーズに沿ったきめ細かなものにしていくためには、サービスの質の向上とサービス基盤の整備が必要となっています。また、精神障害者及び難病患者に対する福祉サービスの充実も課題となっています。

- 4 障害者の自立と社会参加の重要な柱である雇用の確保については、企業への啓発なども含めて有効な施策の検討が必要となっています。

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。

計画

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
障害者が地域で安心して暮らせるよう地域交流の機会を増やすとともに、保健所や医療機関などと連携し、精神障害者や難病患者に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保を図るために、点訳奉仕員や手話通訳者等の人材の養成に努めるとともに、聴覚

障害者に対する手話通訳員派遣事業の充実に努めます。

また、障害者の情報活用能力の向上を図るための講習会の開催や、市の情報提供のあり方を検討します。

2 障害者の社会参加と就労支援

(1) 学習機会の充実

障害者施設や社会教育施設において、障害者の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。また、図書館等において、視覚障害者や聴覚障害者の利用を促進するための資料の整備やサービスの充実に努めます。

(2) 雇用・就労への支援

市自らが障害者雇用率の目標数値(3.0%)の達成を図るとともに、市民や企業に対し、障害者雇用についての啓発に努めます。また、企業での障害者雇用を促進するために、助成制度の継続に努めます。

さらに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターを核とした就労支援ネットワークの充実に努めるとともに、障害者の適性や能力、ニーズに対応できる就労の場の検討や就労支援施策についての研究・検討を行います。

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

(1) 地域生活支援施策の充実

すべての障害者が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービスなどの地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

(2) 日中活動の場の整備

施設での作業等を通して一般就労につながるとともに、福祉的就労の場として、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設や作業所などの通所型施設のあり方を検討し、必要な整備と助成に努めます。

(3) 自立生活への支援の充実

福祉手当等の支給により本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、就労支援施策等の充実とあわせて総合的な支援により経済的自立を図り、地域で安心して、自立して暮らせるよう支援します。

(4) 障害者の保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障害の軽減や、重度化、二次障害等の防止を図ります。

また、医療の必要な障害者が、安心して適切な治療を受けられるよう、医療体制の整備に努めるとともに、医療費の公費負担制度の継続に努めます。

(5) 福祉人材養成と研修の充実

ホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実に努めます。

4 障害者の療育・教育の充実

(1) 療育システム等の充実

障害のある子どもが必要な療育を受けられるよう(仮称)療育センターを整備し、療育システムの充実に努めます。

学齢期以降の障害児童の放課後活動等を支えるため、保護者の就労支援を目的とした市民による自主的な活動を支援するとともに、障害児童が地域において活動する機会の充実に努めます。

(2) 障害に配慮した教育等の充実

「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育に努めます。また、障害のある児童と障害のない児童が相互に理解を深めるための交流を促進します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
 - (3) 支え合いのネットワークの整備
 - (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
 - (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援
- 2 福祉サービス利用者への支援
- 3 生活環境の整備
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 暮らしやすい住まいの確保
 - (3) 移動への支援

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)に全面改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が社会福祉の柱として位置づけられ、市町村地域福祉計画の策定についての規定が設けられました。これを受けて本市でも、平成18年度(2006年度)を計画初年度とする「地域福祉計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)を策定しました。
- 2 多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。また、自らの趣味を楽しみ、さまざまな社会活動に参加し、充実した毎日を過ごしたいと願っています。しかし、長引く経済の停滞は、市民の生活基盤を不安定にしており、家族形態の変化や都市環境の変化等もあいまって、老後の生活不安や介護の問題、障害者が直面する問題など、ひとりで解決できない困難な課題が市民生活に広がっています。

市民の個別的多様な生活課題を解決していくためには、生活の場を基本にきめ細かな施策を総合的に展開する必要があります。特に、高齢者や障害者、子育て中の人などに対しては、身近な場所での総合的な相談と援助とともに、社会生活を営む上で基盤

となる住宅の整備やまちのバリアフリー化などが求められています。

- 3 本市では、コミュニティプラザと地域保健福祉センターで構成されるコミュニティセンター2か所を整備し、コミュニティ活動の促進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、高齢者と障害者、その家族を対象に総合的な相談や援助の実施と、福祉、保健、医療の関係機関・団体等との連携を深め、ネットワークの形成に努めてきました。

今後、地域福祉の拠点施設の整備について、その役割の充実や機能の見直しなど総合的な検討を行い、進めていく必要があります。

- 4 本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会地区福祉委員会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体により、高齢者等の見守りや昼食会、子育てサロンなどさまざまな活動が全地域で広がっています。災害時の支え合いなども含め、地域の支え合いの仕組みづくりをさらに進めるため、多くの市民の参加を促し、活動内容の充実や団体相互の連携強化を図ることが求められています。

今後、地域福祉の役割がますます重要となる中で、「社会福祉法」において地域福祉推進の中核的組織として位置付けられている社会福祉協議会について、組織の強化と機能の充実が求められています。

- 5 サービス事業者との契約により、福祉サービスを自分で選んで利用する仕組みが広がる中で、必要なサービスの利用が困難になっている認知症高齢者などに対し、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの適切な利用を援助し、その権利を擁護する必要があります。

また、福祉・保健サービスに関する苦情への公正・中立で迅速な処理や、安心してサービスを利用できるためのサービスの質の確保が求められています。

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人々に対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。

計画

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
「地域福祉計画」に基づき、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域との協働により地域福祉の総合的な推進を図ります。
また、援助を必要とする市民が安心して暮らすことができるよう、原子爆弾被爆者二世への援助をはじめ、きめ細かな福祉施策の推進に努めます。
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
地域福祉の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も含め、地域ごとの高齢化の進行状況に配慮しながら計画的に整備し、行政の支援機能の充実を図ります。
また、身近な地域福祉の相談・支援窓口を、地

域の福祉関係施設への併設等も含め計画的に整備します。

さらに、地域福祉及び地域福祉活動推進の拠点施設として、総合福祉会館の機能の充実を図ります。

(3) 支え合いのネットワークの整備

地域ケア会議の開催などを通じ、福祉や保健、医療等の専門機関やサービス事業者との連携を図り、地域ケア体制を充実します。また、地域の相談・支援窓口や各種支援センター等の相談員やケアマネジャー、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と情報の共有化を図りながら、連携を強め、援助を必要とする人の発見や見守り、援助活動を推進し、地域と行政、専門機関等の協働による支え合いのネットワークの整備を進めます。

(4) 自主避難困難者に対する災害時の支援

大規模災害に備え、自主避難が困難な高齢者や障害者等を支援するため、近隣住民や地域の自主防災組織、ボランティア等との連携・協力の下に安否の確認や避難誘導を行う仕組みの整備を進めます。

(5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

地域福祉活動への市民の参加を促進するとともに、地域団体やボランティア、NPO等による多様な福祉活動が育ち継続して行われるよう、情報の提供や活動場所の整備など支援します。また、ボランティア活動を活性化するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会）やボランティア・NPOの支援センターに対し支援するとともに、社会福祉協議会の組織の強化と機能の充実を図るための支援を行います。

2 福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの福祉サービスの利用を支援します。

また、市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立な立場で迅速に処理するため、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の普及に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第5節 生活を支える社会保障の充実

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第5節 生活を支える社会保障の充実

体系

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
 - (2) 援助体制の充実
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
 - (2) 情報提供と相談機能の充実

動向と課題

- 1 全国的に生活保護世帯が急増しており、本市においても急激に増加している状況です。倒産やリストラ等による失業に起因して、仕送りや収入の減少により、高齢、ひとり親、傷病、障害等すべての要援護世帯が増加しています。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな分野の施策が必要です。関係機関との協力の下に、さまざまな施策を活用し、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がよりいっそう重要となっています。
- 2 医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や老齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度は基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

基本方向

- 1 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 2 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計画

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
健康で文化的な生活が維持できる生活保護基準の改定を国に要望します。また、緊急時等の生活支援に努めます。
 - (2) 援助体制の充実
面接相談体制や援助体制を充実し、地域の民生委員・児童委員とも協力して対象家庭の多様な相談やニーズに対応していきます。
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
国民健康保険については、保険財政の基盤強化や安定的で持続可能な医療保険制度の改革を国に要望します。また、国民健康保険と国民年金の給付の充実などについても国に要望します。
 - (2) 情報提供と相談機能の充実
国民健康保険や国民年金の対象となる市民が、これらの制度に対して正しい認識と理解を持つことができるよう、制度の周知、関連情報の提供、相談機能の充実に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健
 - (2) 成人保健
 - (3) 高齢者保健
 - (4) 歯科保健
 - (5) 心の健康づくり
 - (6) 健康危機管理
 - (7) 地域ケア体制
- 3 地域医療体制の整備
 - (1) 救急医療体制の整備
 - (2) 地域での暮らしを支える医療
 - (3) 地域医療連携体制の整備

動向と課題

- 1 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びる中、高齢期を健やかで心豊かに過ごすことができるよう、積極的な健康づくりに取り組むことが必要となっています。

国は、平成12年度(2000年度)に「健康日本21」を策定し、大阪府は、平成13年度(2001年度)に「健康おおさか21」、さらに平成14年度(2002年度)には「健康おおさか21吹田保健所圏域計画」を策定しました。また、平成15年(2003年)5月には「健康増進法」が施行されました。

本市においても、「健康づくり都市宣言」の趣旨を踏まえ、「健康すいた21」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)をはじめ、「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」(平成16年度(2004年度)中に策定予定)等に基づき、幅広い健康づくりに取り組むことが求められています。

- 2 心身の健康の保持・増進は、栄養、運動、休養のバランスがとれた生活習慣の確立が基本であり、自

己の健康状態の正しい認識と自己管理は生活習慣病予防の原点でもあります。

そのため、市民が自己の健康状態を把握し、主体的に日常生活の中でさまざまな健康づくり活動が行えるように多彩なメニューを用意し、また必要な情報を提供するシステムが必要です。

- 3 保健事業においては、乳幼児期から高齢期に至るまで、身近な地域での取組の推進が必要になっています。事業の推進にあたっては、生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視し、福祉、医療とも連携した取組が求められています。

- 4 若年者を含む幅広い年齢層で、自殺やうつ・うつ状態の人が増えています。高齢者においては、認知症への対応が介護者にとっても大きな問題となっています。また、子育ての不安や負担から、心のバランスを失っている保護者も増えています。精神障害者の自立の問題も含め、症状の正しい理解やその予防などについて、医療、保健、福祉が連携した取組が求められています。

- 5 国際的に広がる新たな感染症や、食中毒の発生などにみられるように、市民の健康を脅かすさまざまな事象が起きています。これらに対し、保健所と連携し、迅速に対応することが求められています。

- 6 本市は、医療機関が整備された環境にありますが、近年の小児科医の確保困難等もあり、休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備が課題となっています。

- 7 高齢化と生活習慣病等の慢性疾患を中心とした疾病構造の変化に伴い、受診者数が増加する一方で、医療機器や医療技術の進歩により高度医療への市民の期待も増大しています。

市民病院においても、外来患者の待ち時間の短縮や接遇の改善によるサービスの向上などに加え、高度化する医療への市民の期待に応えた医療技術の充実を図ることが求められています。

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。

計画

- 1 健康づくりの推進

健康づくり推進事業団とともに、地域での健康づくりに関する情報を一元化し、提供します。また、健康づくりについての啓発と、市民のニーズに応じた多彩なプログラムの提供に努めます。さらに、スポーツ振興事業など生涯学習事業と保健事業との連携に努め、効果的な事業の推進を図ります。
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健

市民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努め、特に、児童虐待については、健康診査や育児相談、訪問指導等を通じ、その予防と早期発見に努めます。また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しきめ細かな支援に努めます。
 - (2) 成人保健

生活習慣病予防に向け、健康診査や事後指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援に努めます。また、市民が主体性を持って、食生活の改善、たばこ対策、運動・身体活動の習慣化等

に取り組めるよう、関係機関と連携して多彩な情報の提供に努めます。

(3) 高齢者保健

高齢者の年齢に応じた生活習慣の改善や疾病予防に努めます。また、生活機能の低下を早期に発見し、健康教育や訪問指導、地域参加型機能訓練事業などの介護予防に寄与する事業の実施に努めます。

(4) 歯科保健

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。また、高齢者、障害者に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

(5) 心の健康づくり

ストレスへの対応やうつ・うつ状態、認知症の予防のための正しい知識の普及・啓発や生活支援に努めます。心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、訪問等を通じ、育児支援事業や在宅福祉サービスの利用につなぐ等、保健、医療、福祉の連携の下、支援に努めます。また、関係機関と連携し、精神疾患への市民の理解を深めるための啓発に努めます。

(6) 健康危機管理

感染症や食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな事象に対し、その予防についての正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、保健所や医療機関と連携し、発生時における迅速な対応に努めます。

(7) 地域ケア体制

市民の身近な場所での事業実施と、地域での保健活動を通じ、市民の健康状態や地域の状況を把握し、福祉、医療との連携を深め、地域ケア体制の整備に努めます。また、地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、自治会、ボランティア等と連携しネットワークづくりを進めます。

3 地域医療体制の整備

(1) 救急医療体制の整備

大阪府の保健医療計画に沿って、府や隣接各市、関係医療機関との協力を強め、府の救急医療情報ネットワークにより救急搬送の円滑化を図るとともに、本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

を進めます。

(2) 地域での暮らしを支える医療

関係機関に働きかけ、かかりつけ医を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努めます。

(3) 地域医療連携体制の整備

病院間、病院と診療所、診療所間の連携を深め、適時に適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、地域の急性期医療機関として、他の医療機関との連携を進め、地域医療の水準向上に貢献する高度で良質な医療、安心・安全な医療の提供に努めるとともに、中長期の視野に立った経営改善を進め、経営基盤の確立に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

体系

[学校教育]

- 1 教育内容の充実
 - (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
 - (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
 - (3) 心豊かな児童・生徒の育成
 - (4) 健康な児童・生徒の育成
 - (5) 障害に配慮した教育の充実
 - (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
 - (7) 高等学校等への進路指導の充実
- 2 教育環境の充実
 - (1) 教育施設等の充実
 - (2) 教職員研修・教育相談の充実
 - (3) 就学・就園の奨励・援助
- 3 地域に開かれた学校づくりの展開

[青少年育成]

- 4 青少年の居場所づくり
 - (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
 - (2) 学校施設等を活用した事業の推進
 - (3) 非行防止など環境の整備
- 5 青少年の仲間づくり
 - (1) 青少年育成事業の推進
 - (2) 指導者の養成
 - (3) 活動機会の提供
- 6 青少年を育てる家庭・地域づくり
 - (1) 地域ぐるみの子育て支援
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
 - (4) 青少年団体等の育成

動向と課題

[学校教育]

- 1 本市の学校教育は、憲法と教育基本法をはじめとする教育諸法令等に基づき、人格の完成をめざし平

和的・民主的な国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行ってきました。

しかし、価値観の多様化、少子・高齢化、情報化、地域社会の変容などが同時に進行する中で、人間関係の希薄化や生活体験の不足、人や命に対する感性の欠如など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの命を脅かす事件も多発しています。学校教育においては、幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進むことによる環境の変化に適応できない子どもがいるなど、依然として、いじめや不登校、問題行動などさまざまな問題が生じています。また、地域の人口の変動や学級編制基準の見直しに伴う教育環境の整備も課題となっています。

- 2 学校教育においては、義務教育9年間を見通し、すべての教育活動を通じて豊かな心を育てる教育を重視し、情操教育、人権教育、福祉教育、体験重視の教育、自然環境の愛護など、人間としてのあり方や生き方についての教育を充実させる必要があります。また、学習指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」を育成することが必要です。

また、健康の保持・増進にかかわる能力や態度を育み、生涯にわたって運動やスポーツに取り組むことができる素地を培うとともに、健康に関心が持てるようにすることが必要です。

- 3 子どもたちの健やかな成長は、すべての人びとの変わらぬ願いです。完全学校週5日制の下、学校は子どもたちの学びと育ちを豊かなものにするため、地域との連携をより密にし、地域とともに歩む教育の創造に努める必要があります。また、直面する教育課題を踏まえ、家庭とのいっそうの連携を図り、家庭の教育力向上のため、保護者への支援や意識啓発に努めることが大切です。

[青少年育成]

4 都市化や核家族化の進行は、人間関係の希薄化を招き、地域社会や家庭が持つ教育力を低下させています。また、受験競争の激化や塾通いなども一因となり、青少年の地域活動や社会参加の機会が少なくなっています。近年、青少年の生活には、時間的ゆとりが失われるとともに、遊びの場が屋外から屋内へ、遊び仲間は近隣の異年齢集団から学校等の限られた範囲へと変化してきています。また、高度情報化などで、生活の利便性は拡大している一方、心の豊かさが見失われがちです。

現代の青少年は、自由で多様な生き方を身につけている半面、規範意識や倫理意識が低下していると指摘されています。さらに、自然体験やさまざまな生活体験の機会の不足などにより、コミュニケーション能力の低下や人間関係などでストレスを感じている青少年が増えています。

5 豊かな人間関係は、思いを伝え、受け入れ、共有し合うことで相互の理解が深まり、相手にもっとかかわりたいという思いが高まっていく過程でつくれます。青少年が健やかに育つには、さまざまな活動に積極的に参加するなど、多くの人との出会いや交流を通じての人間関係をつくり、自らの可能性を伸ばすことが重要です。

文化・スポーツ施設などの整備をはじめ、青少年が自由に集い、安全に遊び活動し、年長者や大人に気軽に悩みなどの相談ができ、年少者に対しては、異年齢集団の中での遊びや活動を通じて交流ができる場を提供する必要があります。

6 家庭と地域社会とのかかわり合いの希薄化から、子育てが孤立化し、隣近所といった身近な地域社会の中に、自然な形であった子育てについての相談や情報交換の場が少なくなっています。また、日常生活で、親との会話やふれあいが少なく、家庭の教育機能の低下がうかがえます。

地域における連帯意識を高め、青少年の成長を支える多様な人間関係を形成するなど、地域社会で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

基本方向

[学校教育]

1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。

2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。

3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。

4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。

5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。

6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。

7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。

各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

[青少年育成]

8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整えることにより、青少年の自主的な活動を支援します。

9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とか

学校教育情報通信ネットワークを拡充し、視聴覚教育や情報教育の充実に努めるとともに、教育の情報化を図ります。

(7) 高等学校等への進路指導の充実

義務教育期間を通じ、キャリア教育に取り組むとともに、主体的に自己の進路を選択する能力や態度を養う進路指導を進めます。

2 教育環境の充実

(1) 教育施設等の充実

学校教育施設の安全性の確保や質的向上を図るとともに、多様な学習形態に対応できる施設の拡充に努めます。また、今後の児童・生徒数の推移や地域の実情を加味しながら、よりよい教育環境の整備に努めます。さらに、開かれた学校を念頭においた施設の整備計画を策定します。

子どもたちの安全を確保するために、地域と協力した体制の確立を図ります。

(2) 教職員研修・教育相談の充実

教育センターを中心に、教職員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、教育に関する専門的・技術的事項の調査や研究を行い、その成果の普及に努めます。

また、不登校児童・生徒への対応の強化や不登校・情緒・行動・発達等の多様な相談に応えるため、関係機関との連携を図りながら、教育相談の充実に努めます。

(3) 就学・就園の奨励・援助

幼稚園就園の奨励を進めるとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。小中学校においては、就学の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

また、高等学校等の就学に係る保護者負担の軽減を図るとともに、私立高校の学費負担の軽減化が図れるよう関係機関に働きかけます。

3 地域に開かれた学校づくりの展開

保護者や地域住民等の意向の把握と協力を得るシステムを構築するとともに、児童・生徒、保護者、地域住民等による外部評価を実施し、学校の教育活動や学校運営について説明責任を果たし、学校改善に向けた取組の推進と開かれた特色ある学校づくりの充実に努めます。

学校を支援するボランティアネットワークシステムの充実に努め、保護者や地域住民等による支援体制を推進するとともに、市内の大学との連携によるインターンシップ制度等の活用により、子どもたちの学びを地域に広げる取組を進めます。

[青少年育成]

4 青少年の居場所づくり

(1) 青少年拠点施設等の整備・充実

「つながり」を基本理念として、青少年自らの活動の場並びに青少年団体や青少年育成団体の活動の場として、また、幅広い情報や相談の機能を持つ青少年育成のための拠点施設を整備します。

野外活動や集団活動の場としての青少年野外活動センターや少年自然の家の充実に努めるとともに、青少年クリエイティブセンターや勤労青少年ホームの事業の充実に努めます。

(2) 学校施設等を活用した事業の推進

地域で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所（太陽の広場）や子どもの自主性、創造性を育む体験活動の場（地域の学校）、完全学校週5日制に伴う学校開放事業など、小学校の施設や学習資源を活用した事業を推進します。

(3) 非行防止など環境の整備

地域住民の協力を得ながら、有害図書類の追放運動や青少年健全育成協力店運動を展開するなど、青少年の非行防止に向けた環境整備に努めます。

5 青少年の仲間づくり

(1) 青少年育成事業の推進

青少年育成団体などとの連携を図り、青少年活動を活発化するとともに、青少年活動団体への加入や仲間づくりを促進します。

地域に根差した活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域と学校との連携による青少年活動を推進します。

(2) 指導者の養成

ジュニアリーダー、青年リーダー、地域の指導者の育成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を体系的に見直し、各世代間のリーダー交流を促進することで、各地域における青少年活動の活性化を図ります。

(3) 活動機会の提供

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とのかかわりを持つ機会を提供し、集団の中で役割を与えることによって、仲間づくりをすることや社会性を身につけることができるよう支援します。

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

(1) 地域ぐるみの子育て支援

子どもを通じて、幅広い年齢層の大人が交流し、子育てに関する情報交換や悩みの解消を図るなど、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

青少年やその家族からの多様な相談に応じることができるよう、関連機関との連携や協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

(3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成

子どもの成長に果たす家庭の役割は大きく、親子で参加する行事や相談事業、PTA活動への支援などを通じて、家庭への支援を行います。

また、家庭、学校、地域が課題を共有化し、課題解決に向けた取組を進めていけるよう、きめ細かな連絡調整や情報提供を行い、地域活動での協働をめざした、教育コミュニティづくりを推進します。

(4) 青少年団体等の育成

青少年団体や青少年育成団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。また、地域で活動している各種団体が継続的・日常的に子どもにかかわるシステムを構築し、地域社会の共有財産である学校との協働を支援します。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第3節 スポーツに親しめるまちづくり

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第3節 スポーツに親しめるまちづくり

体系

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用
- 2 指導者の養成・確保と資質の向上
 - (1) 指導者の養成・確保
 - (2) 指導者の人材活用
- 3 スポーツ関係団体の育成
 - (1) 各スポーツ団体の育成
 - (2) 総合型地域スポーツクラブの育成
- 4 生涯スポーツの促進
 - (1) 地域スポーツの振興
 - (2) スポーツイベント・プログラムの提供
 - (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
 - (4) 情報の提供

動向と課題

- 1 生活全般における合理化や省力化が進み、運動不足やストレスなど人びとの身体と心に深刻な問題が生じてきています。

また一方では、余暇時代を反映した「レジャースポーツ」、運動不足、過剰栄養、ストレスなどを背景にした「健康スポーツ」、さらに高齢化が進む中での「生涯スポーツ」など、市民の間にスポーツに対する関心が一段と高まっています。
- 2 本市においては、健康づくり宣言都市として、「一市民・一スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を目標に掲げ、市民の健康・体力づくり施策の充実と発展に取り組んできました。地域に整備した体育館の利用をはじめ学校体育施設の開放などを通じて、多くの市民のスポーツ活動への参加を促してきました。また、指導者の養成では、講座の修了者が、各地域で活躍するなど、「学び手」が「教え手」となり、地域スポーツの振興と地域コミュニティの育成

に大きな役割を果たしています。

- 3 すべての人が、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。市民ニーズに応じたスポーツの振興を図り、できるだけ早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%（2人に1人）になることをめざすとともに、総合型地域スポーツクラブの育成について検討を進めていく必要があります。

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

計画

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備

既存の体育・スポーツ施設の老朽化に伴う安全性の確保と高齢者や障害者などの利便性を考慮した施設の整備・充実に努めるとともに有効利用を図り、利用者に対するサービスの向上に努めます。
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用

地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心となっている学校体育施設開放事業の充実に努めます。また、大学等が所有する体育・スポーツ施

設との連携について協力を要請します。

2 指導者の養成・確保と資質の向上

(1) 指導者の養成・確保

地域におけるスポーツ活動の指導・助言にあたる社会体育リーダー、高齢者スポーツの振興を図る指導者、競技スポーツの技術指導や組織の育成指導にあたるスポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、資質の向上をめざし、研修会等の充実に努めます。

(2) 指導者の人材活用

地域社会や時代の要請に応え、市民のスポーツ・レクリエーション活動をより促進させるため、地域や学校のスポーツクラブの指導者として活用ができるよう指導者登録・派遣システムなどの充実に努めます。

3 スポーツ関係団体の育成

(1) 各スポーツ団体の育成

多様なスポーツ種目が普及しつつある状況に応じ、スポーツ関係団体の育成を図ります。また、市民の多様なスポーツに対するニーズに応えるために、団体間の相互協力を促進します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたっては、地域のスポーツ団体の役割が重要であり、学校体育施設開放事業の充実に努めながら、各地域の活動実態を踏まえたクラブ創設の方策を検討します。

4 生涯スポーツの促進

(1) 地域スポーツの振興

すべての人が、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう、身近な学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。また、体育指導委員が、各地区体育振興会（協議会）などのスポーツ関係団体の協力を得て、より充実した地区スポーツプログラムの企画及び実技指導・助言を行うことができるよう取組を進めます。

地区市民体育祭は、子どもや高齢者の参加を促進できるよう運営方法やプログラムの充実に努めます。

(2) スポーツイベント・プログラムの提供

すべての人を対象に、年齢や体力に応じたきめ細かなスポーツ教室の充実を図るとともに、ニュースポーツの開発など、多様なスポーツプログラムの提供に努めます。

市長杯(旗)大会は、スポーツ振興に欠くことのできない事業であり、今後も内容の充実に努めます。

また、一人でも多くの市民がスポーツに関心を持ち、親しめるよう、高度なスポーツイベントにふれる機会の創出に努めます。

(3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興

健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、身体活動や運動を日常生活の中に習慣化できるように、保健事業との連携を図り、それぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに取り組める環境を整備します。また、高齢者や障害者が健康の保持・増進を図り、健やかでいきいきとした生活を送れるような施策の充実に努めます。

(4) 情報の提供

市民が生涯スポーツに親しむための基盤であるスポーツ・レクリエーション情報の提供については、広報紙などでの情報提供、ホームページの充実やオーパスシステムの活用などインターネットの利用を推進し、市民がより情報を入手しやすいシステムの充実に努めます。

分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。

計画

1 文化の振興

(1) 総合的文化施策の展開

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための「(仮称)文化振興基本条例」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)や「文化振興ビジョン」「みんなで創る!歴史と文化のまちづくり」に基づき、幅広い市民の文化活動を支援し、その創造と振興を図ります。

(2) 市民文化の振興

市民文化祭や美術展覧会、地区公民館文化祭、市民ギャラリーなど市民の自主的な芸術文化活動や生活文化活動を支援するとともに、文化関係団体の育成に努めます。また、文化会館(メイシアター)での事業や市民劇場など優れた芸術文化にふれる機会の提供を図ります。さらに、国際交流協会との連携を図り国際的文化交流の機会の創出に努めます。

(3) 地域文化の振興

吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)の活用など、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積された歴史・文化資源を発掘・再発見し、まちの財産として保全・活用していきます。

また、地域の資源を活用したさまざまな文化活動や交流を活発にし、新しい地域文化の創造に努めます。

2 文化を育む環境づくり

(1) 文化施設の充実

市民の多様な文化活動に応えるため、芸術文化施設の整備などを検討します。また、使いやすさや利用しやすさなどの視点からすべての施設の見直しを図るとともに、施設間のネットワークづくりを進め、利用者のニーズに応じた整備に努めます。

(2) 大学等との連携

大学等の教育・学術文化機関の専門的研究機能

や情報発信機能、また、学生の潜在能力やエネルギーを、地域の文化の発展とまちの魅力づくりに生かすことができるような交流の促進と連携事業の推進を図ります。

(3) 都市間交流の推進

特色ある文化や歴史を持つ都市との交流を通して、相互の共通点や相違点を認識し、相互のコミュニティ意識の醸成を図るために、行事やイベントでの市民参加交流や相互訪問など都市間交流の推進を図ります。

3 文化財の保存と活用

(1) 文化財の調査と保存

地域に残されてきた埋蔵文化財、有形文化財、無形文化財などを調査し、保存と活用を図ります。特に重要な文化財については、指定文化財、登録文化財などの措置を講じ、保存に向けた補助や助成に努めます。

(2) 文化財保護意識の啓発

文化財説明板の設置、調査報告書や各種解説書などの刊行によって、調査成果の公表と情報の提供を行い、文化財保護意識の啓発を進めます。あわせて、講演会や現地説明会、見学会の開催などによって、文化財情報を提供します。

(3) 博物館の充実

考古、歴史、民俗、美術工芸などに関する地域資料の蓄積を図り、展示事業等によって公開していきます。常設展示については、分かりやすく歴史学習のできるような展示に努め、市民が気軽に訪れる博物館をめざします。

講座などに加え、トーク・参加体験型学習などの開催に工夫を加え、広く市民が歴史にふれ、感動を得ることができるような事業の展開を進めます。また、市民ボランティア、学校教員、歴史関係団体、自然関係団体などとの協働や連携による事業展開を進め、地域の歴史や文化を学ぶ拠点としてまちづくりに貢献できる施設のあり方を研究していきます。

もに、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置などにより、暮らしに役立つサービスの充実を図ります。

また、関係行政機関をはじめ民間企業の協力を得て、公共的案内表示の外国語併記の整備などの促進を図ります。さらに、外国籍市民を対象に、日本語や日本の文化・生活習慣について学習する機会を提供し、日本での生活にスムーズに適応できるよう支援します。

また、外国籍市民が地域活動やまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、外国籍市民との交流の場を整備します。

(2) 外国籍市民の市政への参画

審議会等への外国籍市民の参画を促進するとともに、共に生きる市民として市政に参画する機会の拡大について検討を進めます。